

第3回加東市商工業振興協議会 次第

日 時 令和3年11月22日（月）
午後4時00分～
場 所 加東市役所5階501会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 協議

- ・市内事業所等の消費喚起施策について

4 報告

- (1) 令和3年度合同企業説明会の実施について

- (2) 加東市ワンチーム商品券事業の実施状況について

5 その他

6 閉 会

No.	取組案・提案	意見
1	「周遊するモデルとなるルートをより多く、来訪者の目線に立って作成」すること。 市内への観光の来訪者は、目的地の周辺で周遊できるルートを知りたいはずである。そのモデルとなるルートがあり、web等で簡単に検索できれば調べる手間が省かれ、来訪されやすくなる。より魅力的な場所が多ければ、来訪先として選択してもらいやすくなる。	・来訪者の目線に立つと、周遊するモデルルートがあった方が良い。 ・商工業と観光のリンク、インターネットの活用がいいと思います。
2	①加東アート館 及び ②加東観光ナビ（義経伝説スタンプラリー）と ③加東市商工会作成の「加東うまいもんテイクアウト（冊子とホームページ掲載）」及び ④加東市観光協会作成の「加東を贈るおみやげ」 を連携させること。 具体的には、③及び④の冊子を、加東市アート館や義経伝説スタンプラリーのポイント地点に設置し、来訪者が持ち帰れるようにする。また、①及び②に、③及び④の情報をweb上でリンクさせる。	・市、商工会、観光協会を連携させる事が第一だと思う。 滝野・社インターでおり市内を巡り東条インターから帰るルートを示すべきである。市内にインターが2ヵ所ある市は無いと思う。 チラシや冊子もいいが、その前にそこへだどりつくべきSNSや大型立て看板で高速道路から見えるもの。 ・既存の取組を活用した観光と商工業の連携を目指す為。
3	市内小学生全員に、地元には加東アート館があることとどんな体験ができるのか、知ってもらうべき。市内小学生向けのタブレットを用意して、自身で加東観光ナビを使用できるようにすれば、興味を持って体験できるようになると思う。	・「AR」の町を是非広め、県下でARの町として先に有名にする。 子供達が楽しむ様子は今ならニュースになる。 義経伝説だけでなく、例えば山田錦物語やゴルフのイロハなど益々広げていけると思う。
4	道の駅とうじょうでの情報発信の拠点として力をいれること。京阪神方面から車で の来訪者が立ち寄る可能性が高い場所なので、発信力を強化すれば自然とPRとなる。	・道の駅が最も外の観光客に接する機会が多いと思われる。 ・道の駅のトイレ東側にスケボー練習場を設けて駐車場付きとし、トイレは両方で利用できる。 ・市、商工会、観光協会を連携させる事が第一だと思う。 滝野・社インターでおり市内を巡り東条インターから帰るルートを示すべきである。市内にインターが2ヵ所ある市は無いと思う。 チラシや冊子もいいが、その前にそこへだどりつくべきSNSや大型立て看板で高速道路から見えるもの。

5	若者目線での観光PR方法の企画するため、京阪神周辺の県内大学に通う学生の参加を募り（キャリアセンター・ゼミ・研究室等）、コンテスト形式（1日）もしくはフィールドワーク形式（1～2ヶ月程度）による企画発表をしてもらう。 具体的な工程は以下のとおり。 ①加東市を観光 → ②市職員との意見交換 → ③3～4名程度で複数グループを組んでグループディスカッション・企画を発表 → ④講評・賞品贈呈 新たな視点・アイデアを取り入れ、ターゲット層が求める観光事業につなげる。 参加学生自身に加東市の魅力を感じてもらい、市内周辺企業へのUターン就職につなげる。 県内大学（キャリアセンター・研究室）のつながりを強化し、今後の産学官連携を活かしたまちづくりにもつなげていく。	・みなと銀行は、県内大学とのパイプもあり、産学官金が連携して地方創生を実施してはどうか。 ・若者の意見は取り入れるべきである。
—		（その他の意見） ・各意見を如何に実行していけるか、その順位付けが大切だと感じる。

○加東市商工業振興基本条例

平成 29 年 3 月 27 日

条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の商工業の振興のための基本理念を定め、市、商工団体及び事業者が果たすべき役割を明らかにするとともに、それぞれが実施する施策の基本となる事項を定めることにより、商工業の基盤の強化及び経営の健全化を促進し、もって市民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工団体 商工会その他市内の商工業の振興を目的とする団体をいう。
- (2) 事業者 商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)第 2 条各号のいずれかに該当する者で、市内においてその事業を営むものをいう。

(基本理念)

第 3 条 商工業の振興は、事業者自らの自助努力及び創意工夫とともに、市、商工団体及び事業者が協働して推進することを基本とし、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。

(基本的な施策)

第 4 条 基本的な商工業振興施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤強化及び経営健全化のための施策
- (2) 事業者の受注機会の増大及び市内消費拡大のための施策
- (3) 関係団体等と事業者の連携による新商品開発及び販路拡充のための施策
- (4) 商工業の活性化のための施策
- (5) 地場産業の振興、後継者育成及び技術継承のための施策
- (6) 企業誘致及び産業創出のための施策

(市の役割)

第 5 条 市は、商工業の振興を図るため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 事業者の経営基盤の安定化に関すること。
- (2) 商工業の振興に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進及び安定化に関すること。
- (4) 創業の支援に関すること。
- (5) その他商工業の振興に関し、必要があると認めること。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、市と協力して事業者の自助努力及び創意工夫による取組への支援を行うことで、商工業の振興を図るとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 商工団体は、商工業の振興を図るため、事業者の商工団体への加入促進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、自らが営む事業基盤の安定及び強化、経営の革新、地域雇用の促進及び継続、人材育成並びに従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

2 事業者は、商工団体へ積極的に加入し、市及び商工団体が行う商工業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、商工業の振興が自らの生活の向上と活力ある地域社会の実現につながることについての理解を深め、その振興に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第9条 市及び商工団体は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の普及及び啓発に努めなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

協議事項

加東アート館（拠点）、ARスタンプラリー（周遊）を活用した市内飲食店等への誘導策について【取組案とそれに対する各役割】

	取組案	役割			備 考
		市	商工団体（商工会等）	事業者	
1	市内周遊のモデルルートの形成	・観光協会の HP に、サンプルコースが既にあり。 ・さらに、 <u>加東観光ナビアプリ</u> に観光コースを盛り込み、アプリからの誘導を図る。 ・飲食店情報を含めた <u>観光冊子</u> の作成。	・協力事業所の取りまとめ。（加盟、協力、依頼） ・協力店には店舗前表示ステッカーの作成 ・QR から繋がる店舗情報につながる SNS、HP の作成 ・新商品・土産の開発	・積極的な加盟 ・来客者へのプチサービス実施	
2	加東アート館・AR スタンプラリーとうまいもんテイクアウト・加東を贈るおみやげの連携	・各拠点にQR コードの設置 ・加東観光ナビアプリにリンク			
3	市内外へのPR活動	・地元子ども会への周知 ・JR デスティネーションキャンペーン*1での提案・活用	・会員への周知	・子育て中（～児童）の事業者は、積極的に施設を活用する。	2022 年 JR デスティネーション(ﾌﾟﾚ) 2023 年 JR デスティネーション（本番） 2025 年大阪万博 2026 年大阪 IR 開発
4	「道の駅とうじょう」から情報発信強化	・ <u>デジタルサイネージ（電子看板）</u> を R4 年度設置予定 ・PR ポスターの掲示 ・アクア東条でもPR			
5	学生目線の加東市の観光策（案）の研究・発表の場づくり	※上記の取組と平行して取り組む。 大学等のゼミ課題として、依頼する。（現在、大学側に提案中）			

*1JR デスティネーションキャンペーン JR 6 社と指定地域の自治体、観光事業者が共同で実施する大型観光キャンペーン（H21（2009）年「あなたに会いたい兵庫がいます。」）

(参考) 令和2年度版

加東市

オンライン合同企業説明会



兵庫県立播磨中央公園
(映画「鋼の錬金術師」ロケ地)

日時 **3月8日(月) 12:50~16:00**

会場 **はりまっちバーチャル合説会場**

参加企業 **加東市内企業 約20社(予定)**

対象 **2022年3月卒業予定者、既卒3年以内の者
(大学・短大・高専及び専修学校等)
就職希望者(離職者・転職希望者)**

**兵庫県内の優良企業が参加する
バーチャル合同企業説明会も同時開催!**

バーチャル合説会場で気になる企業のブースをクリック
すると企業説明を受けることができる**オンライン上**の
合同企業説明会です。

「立ち見で声が聞こえない…」「資料が見えづらい…」ということはなく、
いつでも一番前に座っている感覚で参加できます! /



就活
応援

**5社ブース訪問でAmazonギフト
1,000円プレゼント!**

事前予約すると
4社訪問でOK!

主催



加東市
Kato City

共催

加東市商工会

兵庫県播磨エリアの就職情報サイト

はりまっち2022

▶就活イベントの詳細内容は、ホームページをチェック!

<https://job2022.hari-match.com/>

お問合せ窓口: 運営事務局(株式会社ダイネンヒューマンplus 就職サイト はりまっち) 姫路市本町240番地 大手前ダイネンBLD.5階 TEL: 079-281-3911
(土日祝除く 9:00~18:00)



加東市ワンチーム商品券プラス

使えるお店(取扱店舗)を募集します

加東市では新型コロナウイルス感染症に伴う外出・営業自粛の影響を受けている事業所及び市民に対し、昨年度に引き続き、市内における購買活動の促進、事業所の活性化及び地域の振興を図ることを目的とし、令和3年7月23日から令和4年1月31日まで使用できる商品券を発行・販売します。商品券は1万円で販売し、市内の登録した事業所で15,000円分使える商品券とマイナンバーカードを保持している方を対象に1,000円で販売し、5,000円分使える商品券の2種類を発行します。

※本事業は株式会社JTBが加東市より受託して実施します。

登録
無料

加東市ワンチーム商品券プラス概要

	全市民対象	マイナンバーカード保持者
商品券1冊あたりの額面	15,000円 額面1,000円券×15枚 (内訳 地域企業用10枚、共通券5枚)	5,000円 額面1,000円券×5枚 (内訳 共通券5枚)
商品券販売価格	10,000円	1,000円
商品券利用期間	令和3年7月23日(金)～令和4年1月31日(月)	

取扱店舗 募集概要

■申請期間■ 令和3年6月24日(木)～随時受付しています

※購入対象者向けのリーフレットに掲載されるためには、7月9日までに申込みが必要です。

■募集対象■ 加東市内で営業している店舗(小売店、飲食店及びサービス業等)

■申込方法■ ①FAXでお申込みの場合

裏面の商品券参加店舗登録申込書兼誓約書にご記入のうえ、下記へFAXしてください。

加東市ワンチームプラス商品券事務局 FAX: 0120-058-053

②郵送でお申込みの場合

裏面の商品券参加店舗登録申込書兼誓約書にご記入のうえ、下記へ郵送してください。

〒670-0927 兵庫県姫路市駅前町314

株式会社JTB姫路みゆき通り店

加東市ワンチームプラス商品券事務局

①②の場合、1事業者紐付く店舗が複数あるときは、お手数ですが裏面を店舗数分コピーしていただき、店舗情報をご記入いただくか、店舗情報がわかる一覧をつけていただいても結構です。

※詳細は、専用ホームページ「参加店舗のお申込みはこちら」に掲載の募集要項(商品券取扱に関する誓約事項)にてご確認をお願いいたします。※専用ホームページは7月1日開設予定です。

■問い合わせ先 加東市商品券コールセンター(株式会社JTB姫路みゆき通り店内)

TEL : 079-289-2155 9:30～17:00(土・日・祝、12月27日～1月3日休業)

Email: oneteam-shouhinken@jtb.com